

第57号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第60号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【学校教育職員・幼稚園教育職員】

1 改正の背景

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる必要がある。

2 改正の概要

- 育児を行う職員に係る超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を「3歳未満の子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に拡大する。
- 子の看護休暇の取得事由を「子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合」でも休暇を取得できるよう、拡大する。
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第57号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第10条の見出しを削る。

第16条第1項第1号および第2号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第17条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条

において「介護両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 育児を行う学校教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すとともに、介護両立支援制度等に係る措置を定めるほか、子の

看護のための休暇の見直しに伴い規定を整備する必要がある。

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の</u>ある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子の</u>ある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の</u>育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>(見出し削除)</p>	<p>(<u>3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子の</u>ある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子の</u>ある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の</u>育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>(<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p>
<p>第10条 (第1項から第3項省略)</p> <p>(特別休暇)</p>	<p>第10条 (第1項から第3項省略)</p> <p>(特別休暇)</p>
<p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>	<p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>

改正後	改正前
<p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>	<p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>
<p>(第2項省略) (介護休暇)</p>	<p>(第2項省略) (介護休暇)</p>
<p>第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>(第17条の4第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。</p>	<p>第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。</p>
<p>(第2項省略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p>	<p>(第2項省略) (新設)</p>
<p>第17条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求、申告または申請(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第17条の5 教育委員会は、<u>介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第9条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</u></p>	

第60号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期
に達するまでの」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項第1号および第2号中「子の看護のための休暇」を「子の看
護等のための休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（第18条の4第1項において「配偶
者等」という。）」を加える。

第18条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする
状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両
立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条

において「介護両立支援制度等」という。) その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）育児を行う幼稚園教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すとともに、介護両立支援制度等に係る措置を定めるほか、子

の看護のための休暇の見直しに伴い規定を整備する必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p>	<p>(<u>3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p>
<p>第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子のある職員</u>が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が当該子を養育する」とあるのは、「<u>要介護者のある職員</u>が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子のある職員</u>が当該子を養育する」とあるのは、「<u>要介護者のある職員</u>が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (見出し削除)</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p>
<p>第11条の3 (第1項から第3項省略) (特別休暇)</p>	<p>第11条の3 (第1項から第3項省略) (特別休暇)</p>
<p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p>	<p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p>
<p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>	<p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>

改正後	改正前
<p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>	<p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇</p>
<p>(第2項省略) (介護休暇)</p>	<p>(第2項省略) (介護休暇)</p>
<p>第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>(第18条の4第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。</p>	<p>第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。</p>
<p>(第2項省略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p>	<p>(第2項省略) (新設)</p>
<p>第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求、申告または申請(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第18条の5 教育委員会は、<u>介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の前においても行うことができる。</u></p>	